

4章 | セットアップ

4章

4-1 セットアップの目的

(1) セットアップの目的

ETCシステムでは、ETCの安全な利用と適切な料金徴収を目的にセットアップを実施している。

セットアップは、通行料金の支払いに必要となる料金車種区分やナンバー情報等の車両情報と、車載器と路側機間の通信を改竄・盗聴から守り、なりすましを防ぐために暗号化する暗号鍵の両方を、車載器に記録してETCを利用可能な状態にすることで、これは高度なセキュリティ処理を施す作業となるため、セットアップの実施は、技術や信頼性等についての審査に合格しITS-TEAに登録されたセットアップ店に限定されている。

(2) セットアップの実施数の集計上の分類

車載器のセットアップ実施数を集計する際には、新規セットアップと再セットアップの2種類に分けて行っている。新規セットアップとは、車載器に対して初めてセットアップを行うことを指し、この実施数量を示す「新規セットアップ件数」は、車載器の普及状況を示す指標としても使用されている。

また、再セットアップは、すでにセットアップ済の車載器を別の車両に載せ替えて使用する場合や、同一の車両でもナンバープレート情報等の車両情報が変更となった場合等に、車載器に登録済の車両情報を変更するためのセットアップを指す。またその実施数量を「再セットアップ件数」と呼ぶ。(再セットアップの詳細については、4章4-4 (3) を参照)

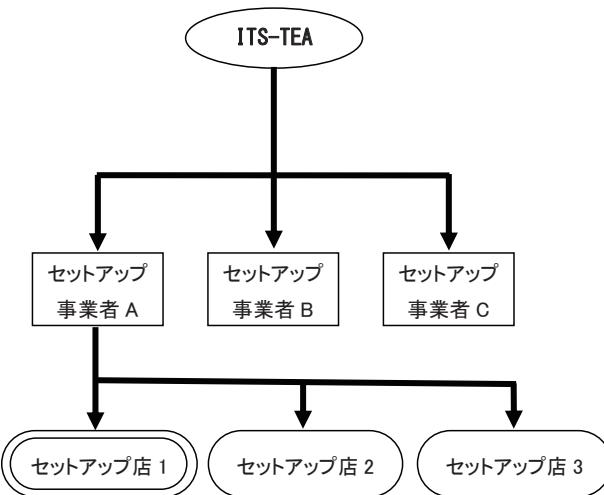
また、新規セットアップ件数と再セットアップ件数の合計値は「総セットアップ件数」として、セットアップ実施の総数量を示している。

4-2 セットアップ事業者及びセットアップ店

(1) ITS-TEA、セットアップ事業者及びセットアップ店の関係

セットアップ業務はITS-TEAが統括的に管理しており、セットアップ事業者、セットアップ店との関係は以下のとおりである。

- ①ITS-TEAとセットアップ事業者がセットアップ事業者契約を結ぶ。
- ②セットアップ事業者は、ITS-TEAとセットアップ情報の授受を行う店舗をセットアップ店として登録する。セットアップ店としては、セットアップ事業者内の営業店「直営店」と、セットアップ事業者と契約を結んでセットアップ業務を行う営業店「契約店」がある。



凡例

() : 直営店 () : 契約店

ITS-TEA、セットアップ事業者及びセットアップ店の関係

(2) 事業者契約

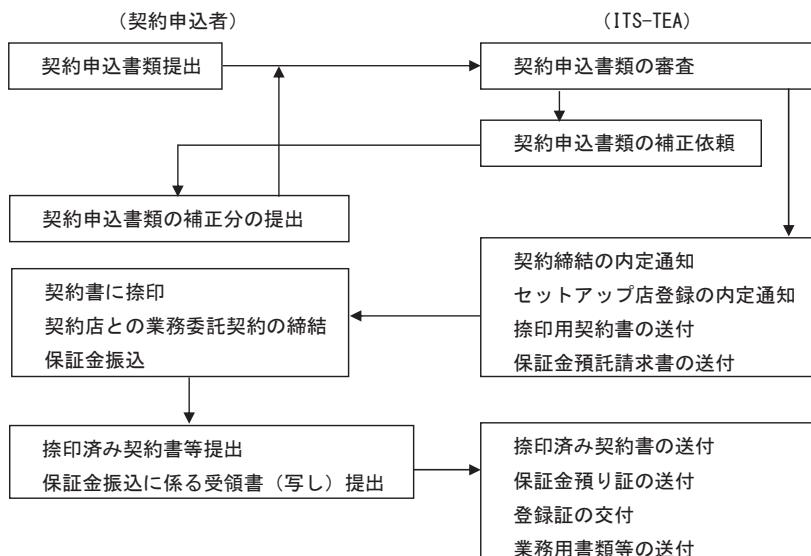
事業者契約の流れ及び契約に伴う責務は以下のとおりである。

1) 事業者契約の流れ

①セットアップ事業者は、契約の申込みにあたり以下の書類等をITS-TEAに提出する。

- ・契約申込書
- ・会社概要
- ・セットアップ事業実施方針書
- ・セットアップ業務統括責任者の誓約書
- ・セットアップ店登録申請書
- ・オンライン業務開始申請書

②書類提出後の契約締結までの流れ



2) セットアップ事業者及びセットアップ店の責務

四輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者・セットアップ店は、「ETC車載器及びETC2.0車載器に係る識別処理情報等の発行及びセットアップに関する契約」、「ETC車載器及びETC2.0車載器セットアップ運用規程」等を遵守した上で、各事業者が作成するセットアップ事業実施方針書に基づきセットアップに係る業務を適正に実施しなければならない。

なお、二輪車用ETC/ETC2.0車載器のセットアップ事業者及びセットアップ店に対しては、「二輪車ETC車載器及び二輪車ETC2.0車載器に係る識別処理情報等の発行及びセットアップに関する契約」等及び「二輪車ETC車載器及び二輪車ETC2.0車載器セットアップ運用規程」等を適用する。

(3) セットアップ店の登録申請

セットアップ店の登録申請の流れは以下のとおりである。

- ①セットアップ事業者は、セットアップ業務を行おうとするセットアップ店について、セットアップ店登録申請書に必要な事項を記載し、予めITS-TEAに登録を申請する。セットアップ店を追加しようとするときも同様とする。
- ②登録を受けようとするセットアップ店がセットアップ事業者の直営店でない「契約店」の場合は、その会社概要に関する書類を添付して提出する。
- ③セットアップ店登録申請書には会社名等必要な事項を記載する。
- ④ITS-TEAは、登録をしたセットアップ店ごとに「登録証」を交付する。
- ⑤登録されたセットアップ店の情報は、お客様の利便のため、ETC総合情報ポータルサイトのセットアップ取扱店検索に掲載する。
- ⑥セットアップ事業者は、セットアップ店登録申請書の記載事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、セットアップ店登録情報変更・追加申請書に変更した事項を記載し、ITS-TEAに届け出る。

(4) セットアップ事業者及びセットアップ店の登録状況

令和6年3月末時点における登録状況は、セットアップ事業者が270事業者、セットアップ店が31,914店である。

詳細については、本便覧データ編-3を参照。

4-3 セットアップの手順

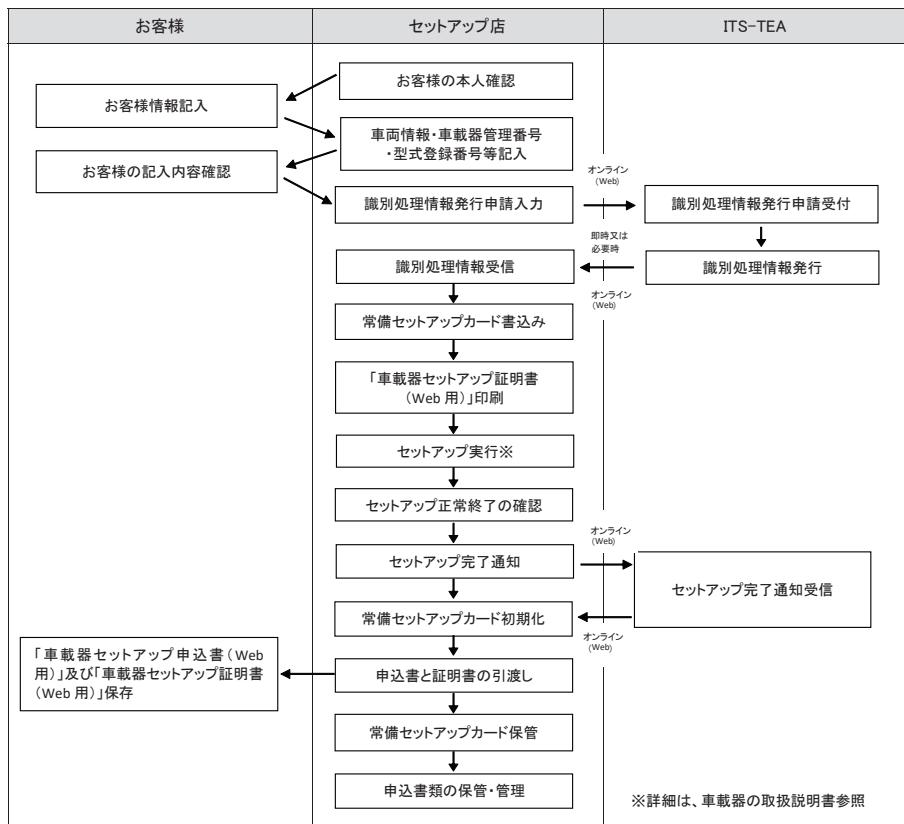
(1) セットアップ情報の発行申請及び発行

セットアップ情報の発行申請及び受信に使用されるパソコン、ソフトウェア、認証キー及びICカードリーダー／ライター（以降、「端末装置」という。）が配備されたセットアップ店は、端末装置からITS-TEAの情報発行システムに必要な情報を送信してセットアップ情報の発行申請を行う。ITS-TEAは、情報発行システムでセットアップ情報を生成し、端末装置に配信する。

※令和6年度後半より順次導入予定の次期セットアップシステムでは、セットアップ情報の発行申請及び受信用にセットアップ専用端末（タブレット）、非接触式ICカードリーダー／ライターが新たに配備される。四輪車のセットアップから導入を開始し、その後二輪車のセットアップに拡充する予定。

(2) 四輪車のセットアップ

セットアップは、以下の手順で行われる。



セットアップの手順

- ①セットアップ店は、車載器のセットアップを希望する者（以下、「申込者」と記載する。）の本人確認を行う。
- ②申込者は、セットアップ店に常備されているETC車載器セットアップ申込書（Web用）又はETC2.0車載器セットアップ申込書（Web用）のいずれかに、記載されている関係規程類に承諾の上、必要事項（住所・氏名等）を記入する。
※令和6年度後半より順次導入予定の次期セットアップシステムでは、セットアップ申込書をペーパレス化して廃止し、申込者が専用WEBサイトから必要事項

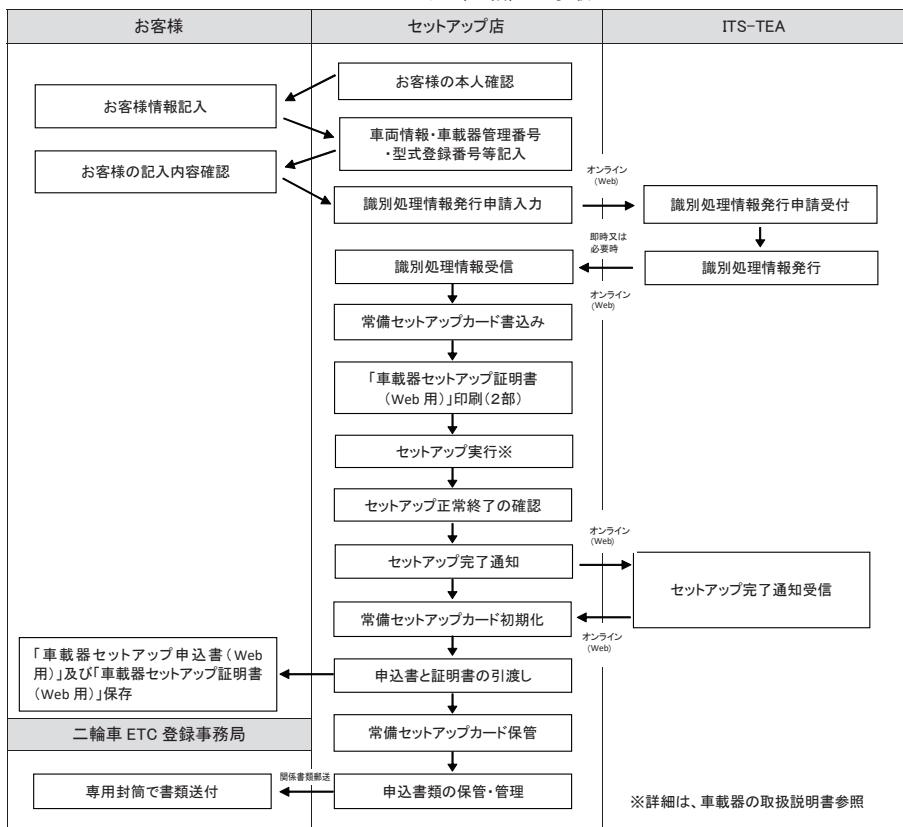
4章 セットアップ

- (住所・氏名等)を入力し申請する仕組みに変更となる。
- ③セットアップ店は、セットアップ申込書に車載器を取付ける車両情報及び車載器情報を記入し、すべての記入内容の確認を行う。
- ④セットアップ店は、セットアップ申込書と車検証をもとに、セットアップ端末から必要なデータを入力し、ITS-TEAに対してセットアップ情報の発行申請を行う。
- この際、誤入力防止のためセットアップ端末には、QRコードを使用してセットアップ申込書番号、車検証情報及び車載器情報を、入力する機能が導入されている。
- ※次期セットアップシステムでは、電子車検証対応を行い、車検証情報の入力についてはICカードリーダーによる読み取りへ変更となる。
- ⑤ITS-TEAは、セットアップ情報を生成し、登録店のセットアップ端末に配信することで、セットアップ情報を発行する。
- ⑥セットアップ店は、ITS-TEAから受信したセットアップ情報を、保管してあるセットアップカードに書き込み、併せてセットアップ証明書の印字を行う。
- ⑦セットアップ店は、セットアップ情報が書き込まれたセットアップカードを使用して、車載器のセットアップを実行する。
- ⑧セットアップ店は、車載器のセットアップが正常終了したことを確認し、使用したセットアップカードを使いセットアップ端末からITS-TEAへ、セットアップ完了通知を送信する。この際、セットアップカードは初期化されるので、セットアップ店にて保管する。
- ⑨セットアップ店は、印字したセットアップ証明書に確認印を押印した上で、セットアップ申込書とともに申込者へ手渡し、保管を依頼する。
- あわせて、セットアップ店でもセットアップ申込書控え等は、5年間管理保管を行う。

(3) 二輪車のセットアップ

二輪車ETC車載器のセットアップについても、四輪車と同様の手続きが必要になる。また高速道路会社6社は、二輪車ETC車載器の利用者に対して、安全通行の案内を行う等の二輪車でETCシステムを利用するサービスを提供しており、セットアップ店では利用者の承諾を得た上で、その個人情報等を高速道路会社6社が運営する「二輪車ETC登録事務局」へ送付している。

セットアップ（二輪）の手順



4章 セットアップ

重要



二輪車 ETC車載器セットアップ申込書 (Web用)

(二輪車ETC登録書) (有料道路事業者送付用)

1.申込者記入欄：申込主と連絡取る上の使用者と異なる場合は、ご記入ください。法人の場合は、法人の名前を必ず記入。私は、「ETCシステム利用規約」及び「二輪車ETC登録規約」を承認し、3の申込でETCを利用したいとのことで、この申込書にてセッタップを申請します。また、二輪車ETC登録規約に同意し、3の申込でETCを利用したいとのことで、この申込書にてセッタップを申請します。

④個人情報を保護するため、FAXで写らないやうな記入ください。(ボールペンで記入しておしください。)

氏名 又は 名称	フリガナ	申込者の本人確認(登録記入)
		セッタップ登録料金(登録料金)を支払ってください。登録料金の支払い済みである場合は、登録料金を記入。
		<input type="checkbox"/> 駐車免許証
		<input type="checkbox"/> その他()
ご住所	郵便番号 (マンション名等)	
電話番号	- - - - -	

※記入欄より上記の登録料金以上の料金を異なる場合は、ご記入ください。その場合、登録料金が無ければセッタップできません。

記入者の 氏名又は名称	フリガナ	申込者登録料金
		申込者登録料金
記入者の住所	郵便番号	登録料金
		(マンション名等)

5.取扱店

セッタップ 登録者名 登録販 賣店名 店名 登録販 賣店名 登録販 賣店名	申込受付印	申込書・審査 確認印	セッタップ 実施印	備考・取扱店跡事項	
		(印)	(印)	(印)	
		(印)	(印)	(印)	
		(印)	(印)	(印)	
					日 曜 日
					日 曜 日
					日 曜 日

備考事項
ETC申込時に記入された書類の区分：ETC申込用紙用印：二輪車登録料金の区分：登録料金の区分：セッタップ登録料金の区分

2.申込書記入者情報
※記入欄より上記の書類区分との使用料金と異なる場合は、ご記入ください。その場合、登録料金が無ければセッタップできません。

③個人情報を保護するため、FAXで写らないやうな記入ください。(ボールペンで記入しておしください。)

3.申込者登録料金
※記入欄より上記の登録料金以上の料金を異なる場合は、ご記入ください。

3.車両情報 (自動車検査証及び軽自動車検査証の内該当する欄に○を記入してください。)

□ 自動車検査証(250cc超) □ 車両登録証の○を記入してください。

□ 軽自動車検査証(125cc超 250cc以下) □ 軽自動車登録証の○を記入してください。

□ 車両登録証

車両番号

車両台帳付なしの場合は

4.車載器

※二輪車用車載器に限ります。

車載器登録料金	申込書登録料金	登録料金
		登録料金

※セッタップの場合は、式替認証番号は不要

5.記述セッタップ受信店 (記述セッタップの場合)

セッタップ 登録者名 登録販 賣店名 店名 登録販 賣店名 登録販 賣店名	申込受付印	登録料金	記述セッタップ 受取印	記述セッタップ 返却印
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)

二輪車 ETC車載器セットアップ申込書 (Web用)

重要



二輪車 ETC2.0車載器セットアップ申込書 (Web用)

(二輪車ETC登録書) (有料道路事業者送付用)

1.申込者記入欄：申込主と連絡取る上の使用料金と異なる場合は、ご記入ください。法人の場合は、法人の名前を必ず記入。私は、「ETC2.0システム利用規約」、「ETC2.0車載器登録規約」、「ETC2.0車載器登録規約」、「ETC2.0車載器登録規約」を承認し、3の申込でETC2.0サービスを利用したいので、4の車載器登録料金にセッタップを申し出します。また、運営ETC2.0登録料金を申込みます。※個人情報を保護するため、色々と書いてください。(一言でも多く記入して下さい。)

氏名 又は 名称	フリガナ	申込者の本人確認(登録記入)
		セッタップ登録料金(登録料金)を支払ってください。登録料金の支払い済みである場合は、登録料金を記入。
		<input type="checkbox"/> 駐車免許証
		<input type="checkbox"/> その他()
ご住所	郵便番号 (マンション名等)	
電話番号	- - - - -	

記入者の 氏名又は名称	フリガナ	登録料金の確認(登録記入)
		登録料金の確認(登録記入)
		登録料金の確認(登録記入)
記入者の住所	郵便番号	登録料金
		(マンション名等)

2.申込書記入者情報

※記入欄より上記の書類区分との使用料金と異なる場合は、ご記入ください。その場合、登録料金が無ければセッタップできません。

④個人情報を保護するため、FAXで写らないやうな記入ください。(ボールペンで記入しておしください。)

3.申込者登録料金
※記入欄より上記の登録料金以上の料金を異なる場合は、ご記入ください。

3.車両情報 (自動車検査証及び軽自動車検査証の内該当する欄に○を記入してください。)

□ 自動車検査証(250cc超) □ 車両登録証の○を記入してください。

□ 軽自動車検査証(125cc超 250cc以下) □ 軽自動車登録証の○を記入してください。

□ 車両登録証

車両番号

車両台帳付なしの場合は

4.車載器

※二輪車用車載器に限ります。

車載器登録料金	申込書登録料金	登録料金
		登録料金

※セッタップの場合、式替認証番号は不要

5.記述セッタップ受信店 (記述セッタップの場合)

セッタップ 登録者名 登録販 賣店名 店名 登録販 賣店名 登録販 賣店名	申込受付印	登録料金	記述セッタップ 受取印	記述セッタップ 返却印
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)
		(印)	(印)	(印)

二輪車 ETC2.0車載器セットアップ申込書 (Web用)

4-4 適切なセットアップによるセキュリティの確保

(1) セキュリティの確保と個人情報の保護

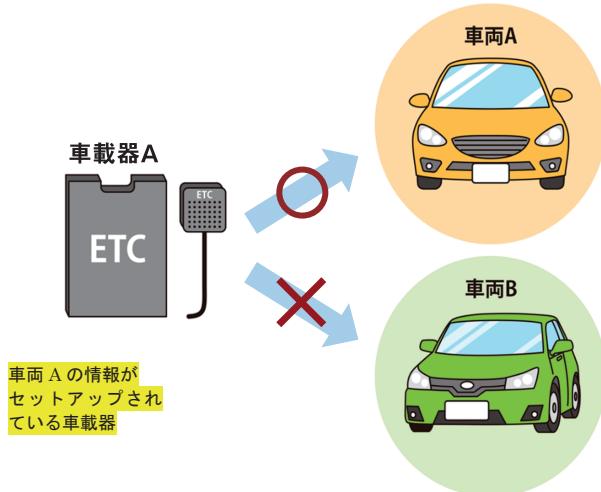
セットアップ店及びセットアップ事業者には、ITS-TEAが発行するセットアップ情報を的確に車載器に格納するとともに、ETCやETC2.0を利用する車両の情報や、個人情報を扱うことから、セキュリティの確保（セットアップ端末及びセットアップカード等の管理）及び個人情報の保護に関して、情報の正確な取扱い、関連法令の遵守及び適切な対応が求められる。お客様の個人情報及び車両に関する情報はセットアップに関わる業務以外の目的に利用し、又は他に提供してはならない。（ただし、お客様本人の同意がある時又は法的義務のために必要な時は、この限りではない）

(2) 車両情報の適切なセットアップと車両への搭載

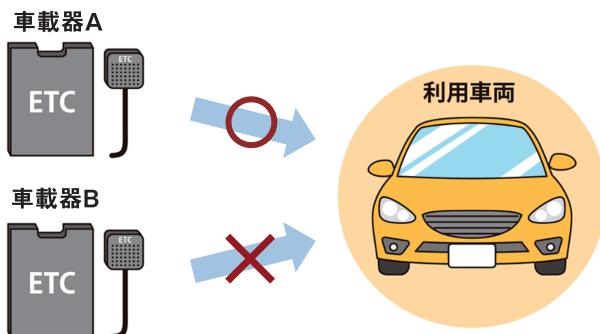
有料道路の通行料金を正しく課金するためには、車載器には利用する車両の正しい料金車種区分と車両情報等がセットアップされ、この車載器と車両は常に一体となっている必要がある。よってセットアップされた一台の車載器を、複数の車両に付替えて利用することはできない。

また、一台の車両に同時に複数の車載器を搭載するとETCシステムが誤動作してETCレーンの開閉バーが開かない可能性があるため、ETC車載器とETC2.0車載器の混載も含め、複数の車載器を一台の車両に搭載してETCを利用することはできない。なお、複数台の車載器を搭載し、ETCカードはそのうちの1台のみに挿入した場合でも、上記誤動作が発生する可能性がある。

ただし、故障した車載器がビルトイン方式等で取外しが不可能な場合には、この故障した車載器から電源コードを外す等して、車載器が確実に動作しない状態にする必要がある。



不適切な車載器搭載例（一台の車載器を複数の車両で利用）



不適切な車載器搭載例（一台の車両に複数の車載器を搭載し利用）

(3) 再セットアップ

セットアップ済みの車載器には、車両を特定するためのセットアップ情報が格納されており、車載器を取付けた車両の情報が変更となる場合は、その情報を車載器に再度セットアップしなければならない。これを再セットアップという。

以下のような場合には、再セットアップが必要となる。

- ①車載器を他の車両に載せ替えた場合
- ②車載器の取付けられた車両のナンバープレート情報が変更になった場合

※引っ越しの際、自動車ワンストップサービス（OSS）により「住所変更時のナンバープレート交換に関する特例」を利用した場合、車検証上のナンバーは更新され、ナンバープレートは一時的に旧登録番号のままとなるが、その場合再セットアップは、次回車検時等でナンバープレートが交換された際に行えばよい。

- ③車載器の取付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合
- ④平成27年6月30日以前にセットアップされたDSRC車載器又はITSスポット対応車載器で、プローブデータを活用したETC2.0サービスを受けようとする場合
- ⑤その他セットアップされている車両の情報に変更があった場合

再セットアップが必要な状態にも関わらず、そのまま車載器を使用していると、ETCマイレージサービスやETC利用照会サービスへの新規登録や、高速道路会社が提供するETC企画割引への申込を行う場合等に、登録情報の不一致が発生して登録や申込ができない場合がある。また車両をけん引できる構造に変更したにも関わらず再セットアップを行わないと、ETC路側設備の開閉バーが開かない場合があり非常に危険である。上記の①～⑤の場合には、必ず車載器の再セットアップを行う必要がある。